

大堰川漁業協同組合京内共第 2 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する京内共第 2 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に漁場という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

なお、年券については、所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護に関して、組合員若しくはほかの遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア魚種		イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あ ゆ		手釣・竿釣	1 人 1 本	全域	6 月 1 日から 10 月 14 日 までの期間内で、組合が定 めて公表する期間
		刺網	1 人 1 統 全長 30m以 下		
こい		手釣・竿釣 刺網	1 人 1 本 1 人 1 統 全長 30m 以 下		1 月 1 日から 4 月 30 日ま で、6 月 1 日から 12 月 31 日まで
ふな					1 月 1 日から 4 月 19 日ま で、5 月 21 日から 12 月 31 日まで
うなぎ はえ					1 月 1 日から 12 月 31 日ま で
ます 類	あまご				3 月 1 日から 9 月 30 日ま で
	にじ ます				1 月 1 日から 12 月 31 日ま で
わかさぎ					1 月 1 日から 12 月 31 日ま で

ます類・わか さぎを除く魚 種	水眼鏡 水視眼鏡			7月25日から9月15日ま での期間内で組合が定めて 公表する期間
全魚種	やな漁法			9月1日から10月14日ま での期間内で組合が定めて 公表する期間

- 2 第1項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

- 第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種及び漁具漁法は、イ欄の区域においては、ウ欄の期間中は、遊漁してはならない。

ア魚種及び 漁具漁法	イ区域	ウ期間
全魚種全漁法	南丹市日吉町天若世木ダム上流端から下流100mまでの桂川	1月1日から 12月31日まで
	南丹市日吉町中日吉ダム中央部から上流500m及び下流200mまでの桂川	

(全長制限)

- 第5条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

名称		大きさ
こ い		15cm
ふ な		10cm
うなぎ		30cm
ます 類	あまご	12cm
	にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

- 第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	金額	備考
ます類を除く全魚種	手釣、竿釣、 刺網、水眼鏡、 水視眼鏡	年券	10,000 円	
		日券	2,800 円	
あゆ以外の魚種		年券	3,000 円	
		日券	400 円	
全魚種	やな漁法	9 月 1 日から 10 月 14 日まで	1 統 25,000 円	

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。
- 3 ます類を除く全魚種(あゆ)の日券については、釣・網漁とも解禁後 10 日間は発行しないものとする。
- 4 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、第 1 項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。

遊漁する者の区別	遊漁料
中学生以下	免 除
身体障害者	第 1 項に規定する各料金の 2 分の 1 の額

(遊漁承認証等に関する事項)

- 第 7 条 組合は、第 2 条第 3 項の承認をしたときは、別記様式 1 の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、別記様式 2 の仮遊漁承認証(以下「仮遊漁承認証」という。)を発行することができるものとする。
- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き替えなければならない。
 - 3 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 5 遊漁承認証は再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 8 条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、ほかの者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

- 第 9 条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は別記様式 3 の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第 11 条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要なものは別に定める。

附則

この規則は平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は平成 26 年 4 月 10 日に一部変更。

この規則は令和 2 年 5 月 14 日に一部変更。

別紙様式 1

1 ます類を除く全魚種

(1) 年 券

おもて

うら

ます類を除く	
遊 漁 承 認 証	
全魚種年券 (あゆ年券)	
	有 効 令 和 年 12 月 31 日 限
年	¥ 円
(住 所)	
(氏 名)	
大堰川漁業協同組合 ㊞	
取 扱 店	㊞

令 和 年	
注 意 事 項	
1 この遊漁承認証は表記本人に限り有効です。他人に貸与してはなりません。	
2 遊漁されるときは、必ず本証を携帯して下さい。	
3 本証による遊漁は、漁業法、京都府内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則等遵守して下さい。	
4 当組合漁場監視委員が要求したときは、本証を提示して下さい。	
5 上記各項に違反されたときは、本証を無効とするほか、相当の違約金を徴収されます。	
6 本証は再発行いたしません。	

(2) 日 券

おもて

うら

令和 年	
ます類を除く全魚種	
(あゆ日券)	
日 券 遊 漁 承 認 証	
遊漁の日	月 日 限
遊漁料 円	
発行者 大堰川漁業協同組合 ㊞	
取扱店 ㊞	
※遊漁の日、取扱店名のないものは無効です。	

注 意 事 項	
1 この遊漁承認証は表記本人に限り有効です。他人に貸与してはなりません。	
2 遊漁されるときは、必ず本証を携帯して下さい。	
3 本証による遊漁は、漁業法、京都府内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則等を守って下さい。	
4 当組合漁場監視委員が要求したときは、本証を提示して下さい。	
5 本証は再発行いたしません。	
(豊漁を祈ります)	
大 堰 川 漁 業 協 同 組 合	
京都府南丹市日吉町天若寺谷39-8	
☎ 0771-72-1178	

2 あゆ以外の魚種

(1) 年 券

おもて

うら

あゆ以外の魚種	
遊 漁 承 認 証	
年券遊漁承認証 (雑魚年券)	
	有 効 令 和 年 12 月 31 日 限
年	¥ 円
(住 所)	
(氏 名)	
大堰川漁業協同組合 ⑩	
取 扱 店	⑩

令和 年
注 意 事 項
1 この遊漁承認証は表記本人に限り有効です。他人に貸与してはなりません。
2 遊漁されるときは、必ず本証を携帯して下さい。
3 本証による遊漁は、漁業法、京都府内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則等遵守して下さい。
4 当組合漁場監視委員が要求したときは、本証を提示して下さい。
5 上記各項に違反されたときは、本証を無効とするほか、相当の違約金を徴収されます。
6 本証は再発行いたしません。

(2) 日 券

おもて

うら

令和 年	
ます類を除く全魚種	
(雑 魚 日 券)	
日 券 遊 漁 承 認 証	
遊漁の日	月 日 限
遊漁料	円
発行者	大堰川漁業協同組合 ⑩
取扱店	⑩
※遊漁の日、取扱店名のないものは無効です。	

注 意 事 項
1 この遊漁承認証は表記本人に限り有効です。他人に貸与してはなりません。
2 遊漁されるときは、必ず本証を携帯して下さい。
3 本証による遊漁は、漁業法、京都府内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則等を守って下さい。
4 当組合漁場監視委員が要求したときは、本証を提示して下さい。
5 本証は再発行いたしません。
(豊漁を祈ります)
大 堰 川 漁 業 協 同 組 合
京都府南丹市日吉町天若寺谷39-8
☎ 0771-72-1178

別記様式 2

おもて		うら	
仮 遊 漁 承 認 証		令和 年	
各種		注 意 事 項	
あ ゆ		1 この遊漁承認証は表記本人に限り有効です。他人に貸与しては なりません。	
有 効 令 和 年 12 月 31 日 限		2 遊漁されるときは、必ず本証を携帯して下さい。	
料 金 円		3 本証による遊漁は、漁業法、京都府内水面漁業調整規則及び 当組合の遊漁規則等遵守して下さい。	
(住 所)		4 当組合漁場監視委員が要求したときは、本証を提示して下さい。	
(氏 名) 才		5 上記各項に違反されたときは、本証を無効とするほか、相当の違 約金を徴収されます。	
大堰川漁業協同組合 ㊤		6 本証は再発行いたしません。	
取 扱 者			

別記様式 3

組合員番号			
写 真	漁 場 監 視 員 証		
	漁場監視員であることを 証明する		
氏 名	年 齢 才		
大堰川漁業協同組合 ㊤			
発行	年 月 日	取扱者印	

腕 章

○	漁 場 監 視 員	○
○	大 堰 川 漁 業 協 同 組 合	○